

陳 述 書

原審において私が主張したいことは、甲第32号証として提出した、私の平成24年9月11日付け陳述書に記載したとおりですが、この陳述書に加え、愛媛大学において私が被っている被害について、下記の通りご説明します。

記

第1 私に対する名誉毀損について

1 〇〇氏による嫌がらせ行為

〇〇氏は、愛媛大学工学部の技術専門職員であり、私が住んでいた東長戸宿舍の131号室に住んでいる者です。〇〇氏は、私の就職当時より、愛媛大学法文学部法学科の同僚教員より、「直ぐに他大学に移ることを考えており、愛媛大学を食い物にしている」、「同性愛である」などの風評を聞き及び、愛媛のためにならないので、懲らしめてやるなどといった、全く不合理な理由で悪意を抱くに至り、また、私がエリート主義者であり、〇〇氏のような技官を馬鹿にしているなどの虚偽の風説に接し、劣情を抱いたものです。

〇〇氏がこのような風説に接したについて、次のような事情があります。当時、愛媛大学東長戸宿舍に居住しており、自治会組織を通じて〇〇氏と懇意であった、藤川研策氏（当時、私と同一学科の教授）から上述の話聞いたこと、及び、〇〇氏自身が遺族会に所属しているため、遺族会の会合で、〇〇氏（当時、私と同一学科の教授）から、同様の話を聞いたことがあげられます。これら教員らがそのような噂により私に対して悪意を抱いていたため、〇〇氏が私に「大学を辞めさせてやる」、「愛媛から追い出す」といった目的をもち、害意を抱き、以下に記す行為に及びました。しかも、その際に、自分が告発されないように、「法学科のためにしている」として周囲を恫喝しながら、愛媛県は治外法権であるなどと吹聴していました。

そのような行為が、結果的に大学内において許容されたのは、私と同一学科の教員らの上述のような雰囲気と、〇〇氏自身の行為が余りのことであり、その恫喝により、周囲も自分に嫌がらせが及ぶことを恐れたためです。

(1) 平成4年当時の写真撮影及び不特定多数に閲覧せしめた状況

写真撮影は平成4年の7月ごろに行われました。

ア 私と〇〇氏は愛媛大学東長戸宿舍の同じ棟（異なる階段列）に住んでいたのですが、私の居室の隣室（252号室）及び階下居室（241号室）住人を巻き込み、これに出入りしながら、1週間ぐらいに渉り、深夜早朝に激しい音立てを行い、私において著しい睡眠不足に陥らせました。そうした上で、深夜、私が熟睡中の居室（251号室）に侵入し、裸で寝ている私の写真撮影を行いました。これ以前に留守中、住居侵入の痕跡があったので、玄関ドアには、来訪者確認用の鎖をかけ、北側にある寝室の窓を除き、南側の全ての窓に施錠していました。これで安心しており、真夏に窓を閉め切り、とても暑かったので、腹部にバスタオルを一枚掛けただけの素裸で寝ていました。なお、階下住人の〇〇氏は事務職員でしたが、ここに記載するような行為が行われた後、平成4年末までに転居しています。

私の居室（251号）と隣室（252号）が外壁にある非常用通路で通じており、仕切り板もないため、隣室より、私居室の南側窓の外側及びベランダに、容易に侵入できます。そうして南側窓のサッシ小窓より手を差し入れ解錠した上、居室内に侵入し、写真撮影後は同様の方法で施錠して退出し、私の疑心暗鬼を誘うように、また、確定的にその行為を知り得ないようにしたのです。

イ このときの写真撮影については、次の様な状況を記憶しています。熟睡中の私が右股関節の強い違和感のため、右足を蹴り上げたところ、一度足が解放され、また入眠したのですが、再度、同様の違和感

があり、漸く覚醒しかけるときに、まぶたの裏に、継続的に赤い光を感じ、一瞬、薄目を開けた際に、フラッシュの光が飛び込んできました。このとき、ベッド上に仰向けに寝ている私の足元に、写真機を構えて撮影をしている[]氏と思われる人物を見ました。ベッド足元と壁との間に隙間があったので、この者がそこに入り込んで、撮影していました。

直後に右足を解放されたので、私は直ちに入眠し、浅い意識の中で、「大丈夫か?」、「寝とる」、と言う会話を聞いたことを記憶しています。翌朝目覚めたとき、何となくこのことの不安な気持ちから、施錠の状態を確認したのですが、上述の通りでした。撮影者とは別に右足を持ち上げていた人物が居ます。私は右足首を強く握られている感覚と、右股関節の強い拘束感を覚えています。

これが当時理学部助手であった[]氏（住居 愛媛県松山市東長戸4丁目3-1 愛大東長戸宿舍[]号 職業 国立大学法人愛媛大学教員（准教授））です。この者は私住居の隣棟で、私の居室のベランダ側が見通せる居室に住んでいました。

ウ その数カ月後、新学期が始まった秋頃に、大学内において、学生らの落ち着かないようなおかしな雰囲気を感じました。例えば、大学裏門から直ぐの所にある理学部講義棟の、幅数十メートルもある2階踊り場吹き抜けに、数十人の男子学生らが、手すりに沿って一列に並んで、私が登校するのをじろじろと見下ろしている、というようなことがありました。更に、大学構内で、私とすれ違った学生風の若い男が中年男性の所に行き、「今、服を着ているところを見たから、もう一度、写真を見せてくれ」とせがむと、「お前、いやらしいな。よしよし（見せてやる）」と答え、二人でにやにやしながら何かを見ているところに遭遇しました。若い男はがっしりした体型、角刈りで眼鏡をかけていました。中年男性はやはりがっしりした体型で、茶色のブレザーを着て、頭頂部分が禿げており、鼻にかかった強い声でした。この男は[]氏とは異なりますが、愛媛大学東長戸宿舍で幼児用遊具をかたづけしているところを見かけたことがありました。

このようなことがあり、上述のぼんやりした記憶があったので、私は極めて不快で、不安感を抱いたのですが、施錠のこともあり、確定的に後述のような態様で写真を閲覧させていたことを知り得なかったのです。

[]氏が同僚の他の技官より注意されても聞き入れず、写真を閲覧させる行為を継続し、更に、当時、法学科教授であった須之内克彦氏（後に、[]に転出。[]）に強く注意されても、容易にはこの行為を止めなかったそうです。

その後、平成5年2月頃に、写真とそのネガ及びスライドを焼却したという噂が立てられました。私は半信半疑であり、ネガやスライドという言葉に怪訝な感じを受けたことを覚えています。むしろ事実を否定しようとする心理が働いていたように思います。

エ このころ、[]氏は、5～6人の松山大学の学生らを愛大東長戸宿舍の私住居まで連れて行き、白昼、上述の方法により、侵入させました。[]氏が学生らを連れて、非常通路を渡り、私の住居に侵入している様子が、当時宿舍に居住していた複数の者に目撃されており、私にこのことを注意してくれる者がありました。

この際、[]氏が学生らに下着1枚を盗取せしめ、私の居室の隣室（252号室）を通過し、退出していますが、252号室は解錠されたままでした。

オ 松本朗氏は、私と同期に愛媛大学に就職し経済学科の教員でしたが[]大学に転出した者[]ですが、平成4年ごろの当時、自分のゼミ生が私の「裸の写真」のことを口々に話していた、「学生らが蜂の巣をつついたような騒ぎになっていた」という話を、平成18年以降に私に対してしてくれました。

平成4年秋季から5年始めにかけての事情としては、以上です。なお、[]氏は、当初、私の住居と

同じ棟の別階段に住居がありましたが（233号）、平成4年ないし同5年3月までに、同じ愛大東長戸宿舎の別棟に転居しています（131号）。従来、このような技官の存在は、私において認識していたのですが、平成21年ごろに至り、この者が■■■■氏であることが分かったものです。

カ ■■■■氏特定の経緯。

上記写真撮影の際に、私が一瞬目覚めたとき、■■■■氏の顔を見ていました。その後、平成21年2月5日15時に開始した成績評価に関するシンポジウムに、私が参加したときに、私が会場である愛媛大学教育学部大講義室（2号館1階）に入室した後、■■■■氏が他の若い男を従え、入室し、私の前方に着席しました。■■■■氏及び隣の男も、黒いズボンに白いワイシャツという格好をしていました。私にその顔に見覚えがあり、写真撮影を行った者と同一人物でした。隣の男がこの者を「■■■■さん」と呼びかけていました。

また、次の様なことがありました。愛大東長戸宿舎の最寄りのバス停が、伊予鉄バス東長戸です。このころ、上記の者が私と同じバスに同乗しており、東長戸の一つ手前のバス停である姫原で下車したのを見かけました。見覚えのある顔であったので、この者の様子を観察していたのですが、写真撮影を行った者と同一人物でした。この■■■■氏は姫原から東長戸に向かって歩いていましたが、私が東長戸バス停で下車し、振り返ると、■■■■氏が同じ方向に歩いてくる所でした。このときも黒いズボンに白いワイシャツという格好でした。

このころに至り漸く、職員録により、■■■■という名前を調べ、それが「技官」であり、平成4年ころ、私の居住する東長戸宿舎の同じ棟に居住し、その後、他の棟に転居したことを突き止めました。

(2) 最近における戯画の頒布・陳列

そして、平成22年ごろから今日に至るまで、上述した私の裸の写真を模した無修正の戯画の印刷物や、■■■■氏らが写真撮影を行った様子を表現した漫画を、■■■■氏が、学生らが多く集まるような場所複数において頒布し、多数人に閲覧させています。

私のよく知る愛媛大学の学生（男性。平成26年3月卒業）によれば、例えば、愛媛大学生協の学生食堂（愛媛県松山市文京町三番）にも置いてあったことがあるとのこと。また、愛媛大学学生寮である御幸学生宿舎（愛媛県松山市御幸2丁目）の談話室にもあると聞きました。「学生のよく集まるような場所には、どこにでも置いてある」とのこと。あるいは、後記2に記載するように、愛媛大学構内において、パソコンに保存した同様の画像ファイルを閲覧させています。

同性愛などの噂を同時に流布し、このような行為の反復により、私の人格や品性を著しく貶め、名誉を毀損しているものです。

2 ■■■■氏の行為

■■■■氏は、私と同じ学科、講座に属する教授ですが、同じ宿舎仲間の■■■■氏らと懇意であり、宗教団体の影響もあって、また、宿舎ゴミ当番を巡る私との諍いによって、私に悪意を抱き、次の様な行為に及びました。

平成22年以降のことです。平成4年に撮影された上述の写真を模した戯画を、自らのゼミ学生らに閲覧させました。■■■■氏のゼミ生と名乗る女子学生より、このことが行われた当時聞いた話によれば次の通りです。■■■■氏が自身のゼミ学生らを、愛媛大学構内（愛媛県松山市文京町三番）、総合研究棟2の4階にある民事法研究室という共同研究室に誘導した後、若い院生風の男がやって来て、この者がパソコンをこの部屋においてある50インチのモニターに接続し、■■■■氏及び学生らの前で、私を模した上述の戯画を映写しました。この際に、■■■■氏が同室していた可能性があります。

このモニターは私が大学備品として購入したものですので、購入時期を特定できます。これが民事法研究室に搬入されたのが平成21年12月のことですので、上記行為はそれ以降となります。

〇〇氏も、常々、教員、事務職員らの前で、私の性的嗜好に関する虚偽の風説を流布しており、上述の行為などとも相まって、私の人格や品性を著しく貶め、名誉を毀損しているものです。

なお、既に愛媛大学を退官した〇〇氏（当時、法文学部総合政策学科教授、〇〇氏も、同じ頃、自らのゼミ生らの前で、同様の行為に及びました。これについては次の様な状況を記憶しています。場所は、愛媛大学総合研究棟2の4階にあるガバメント共同研究室です。この部屋と私の個人研究室は廊下を隔てて近くにありますが。この部屋から、学生らと思しき多数の若者の声で、ワーッと一斉に歓声を上げる声が、一定間隔を空けて幾度か聞こえてきました。学生らが嫌がってこのような声を出しているのではないかと思えるほど、不自然に揃っており、まるで誰かが音頭をとっているという感じでした。直後に、これが上述のような戯画を映写した際の様子であることを、〇〇氏自身から聞きました。

第2 宿舎における音立て行為について

1 〇〇氏及び〇〇氏（愛媛大学〇〇講師）は、共謀し、役割分担の上、ほぼ連日、夜間、早朝に、私の住居の階下居室ないし周辺において、意図的な音立て行為を、自ら行い、また、他人をして行わせ、よって私を不眠に陥れることを画策し、実行したものであります。このような物音により覚醒し、あるいは覚醒中にも大きな物音を立てられることにより、実際、私において、極度の睡眠不足及び睡眠障害を引き起こし、日常的な倦怠感、頭痛、吐き気などの症状が顕現しています。

2 私は、平成4年より平成25年まで、〇〇氏及び〇〇氏らと同じ愛大被害長戸宿舎の251号室に居住していました。〇〇氏は、私が平成4年7月1日に愛大東長戸宿舎に転居したときから、私の居室周辺の住人らに影響しつつ、意図的な音立て行為を行っていました。

私が東長戸宿舎に入居して間もなくより、入眠直後ないし一時間後ぐらいに、階下である241号室よりの鋭いトンツという非常に大きな音により起こされるようになりました。このように起こされると、その後はなかなか眠ることができなくなります。その後、ようやく入眠したと思うと、また起こされるということが、日常的となりました。その結果、入眠直後に必ず起こされる恐怖感から、寝入ることがなかなかできないようにもなりました。これが平成25年年12月15日に現在の住居に引っ越すまで、20数年に渉り、継続していたのです。

最近では、〇〇氏の居室より、早朝に、異様なカチカチカチという連続音が聞こえていました。下記にあるように、〇〇氏が私の階下住人である〇〇氏と連携して、意図的に私の睡眠を妨害していたのです。

この長期間に及ぶ睡眠妨害の行為により、1に記載したような極度の睡眠不足及び睡眠障害を来たし、身体症状が顕現したものです。